

道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

平成30年6月26日

葛城市議会

7. 調 査 案 件

- (1) 協議会の開催状況の報告について
- (2) 不適正な事務処理手続の検証について
- (3) 今後の委員会運営について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。当委員会は初めてでございますが、今までに6回の協議会を慎重審議してもらっている中で、また調査する中で、慎重な形の中で皆さん方もご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

委員外議員の出席、内野議員、奥本議員、吉村始議員、以上3名でございます。

発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。梨本です。

きょうは初めての委員会ということで、これまでの協議会の経緯を聞くというふうに聞いてたんですけども、ここに理事者が出席されてる。これは、私、きょう初めて知ったわけなんです。先ほどちらっと聞くと、委員会側に呼ばれてるというふうに聞いておりますので、この経緯から説明していただかないと、なぜきょう理事者が入ってるのかということについて、非常に私は聞いてないということで疑念を感じてる。すいませんが、説明をお願いいたします。委員長、お願いします。

西井委員長 委員の方々から、理事者も参加してもらいたいということで、正副委員長で相談させてもらった結果、できれば来てもらって、調査に協力してもらったらいいのではないかということ、正副で判断して来てもらったわけでございます。

以上です。

梨本委員。

梨本委員 そのことについて、これまで協議会でずっと重ねてきた。前回、6月18日、わずか1週間前にこの協議会をやってるわけです。その際に一切そういった話が出ずに、きょうここに急に呼び出してる。これ、いつ決まったんですか。いつ決まったのか、その経緯、どういった経緯で委員長、副委員長がきょう理事者に出席してもらおうと考えたのかということ、理由をまず示してくださいというふうにお伝えしてるわけです。

西井委員長 委員から申し出があったということです。

西川委員。

西川委員 これ、訴えを起こしたりしたはるのは、阿古市長や。訴えの提起なんていうのはそういうことから来たるから、今までの協議会でも副市長ばかりが説明して、本来、責任がある市長がちゃんと答えてない。初めての委員会やから、ちゃんと答えるべきは市長やから、市長に出席してもらおうてくれというてんねんから、何があかんよ。委員から要請があったと言うたはるやないか。

梨本委員 だから、その経緯を教えてくださいという話をしてるんです。

西井委員長 要請あったということが経緯ですやん。

梨本委員 要請があったから、じゃあ、いつでも理事者を呼んでもらえるんですか。

西川委員 理事者呼ばんと、委員会してどないすんの。

西井委員長 吉村議長。

吉村議長 この件につきまして、昨日午後に理事者を呼ぶということを事務局から聞きました。それで、委員長に電話させていただきました。どういう案件で呼ばれるんですかといったら、いや、案件ではなくて、委員の中で市長を呼んでほしい人もいてるという話だったんですけど、これ、全員の合意ではないという話もさせていただいてるんですけども、私としましては、この中で、先般からの協議会、また委員会の中での理事者の出席に当たっては、皆さんと共通の認識を持っていただきたいので全協で一度諮らせてもらおうと思ってた矢先のことだったんですけども、今回は会期中の委員会ということで、先例ではなくて、特別にそれじゃあということで、2度電話させてもらって確認させていただいたんですけども、呼んでほしいということでしたので呼ばせていただきました。ただ、委員会で呼ぶのは当たり前ではなくて、議会が必要あって委員長から議長に申し出ていただく。その案件の内容に応じて最小限にとどめるべきということになってますので、今までの慣習みたいなのが正しいというふうには私は思ってませんので、その認識を今度また全協で皆さんと諮らせていただきたいと思ってます。

以上です。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 少なくとも委員に事前にお知らせがあるとか、そういった丁寧な委員会運びをしていただきたいんです。全くこういったことを知らされずに、いきなりきょう理事者が座ってる。今回は議会として調査を解明していこうというところでやっておりますので、もし委員会の中で理事者の出席が必要なのであれば、委員の意見を諮って、その上で丁寧に進めていただくということをお願いしておきます。きょうに関しては、なぜ理事者がここに座っているのかということは、委員長、副委員長以外、議長も知っておられたかもしれませんが、ほかの誰も認識なかったと思います。そういったところをきちっとやっていただくということをお願いしておきます。

西井委員長 理事者に来てもろうたら問題あるんですか。

梨本委員 委員長、それは問題ですよ。少なくとも、私が言ってるのは、委員に諮ってくださいと。何のために協議会をやってるんですか。6回も協議会をやって、前回の6月18日、議会本会議の開会日のお昼から協議会をやってるんですよ。その席できょうの委員会運営の内容は全て決まってたはずですよ。なぜ急に、その際に理事者の出席が必要な内容というのは含まれてなかったはずなんです。きょう急にこういうことが決まるというのは、私は納得がいかない。少なくとも1週間あったはずですから、理事者の出席が必要だということであれば、そのことをまずは委員に諮ってからきょうに至るということが丁寧な委員会運営ではないんですか。そのことを委員長みずから、なぜ来てもらったら悪いんですかと言われるのは、私は心外です。

西井委員長 調査案件（1）協議会の開催状況の報告についてを議題といたします。

本日、第1回目の委員会を開催するに当たり、3月23日特別委員会設置後、6回の協議会を開催し、委員各位よりさまざまなご意見を伺い、これまでの協議いたしましたその経緯及び概要については事務局より報告をお願いいたします。

局長。

中井事務局長 それでは、私の方から、道の駅の協議会ですけれども、第1回から第6回までの概要について報告させていただきます。

まず、道の駅調査特別委員会では、4月5日から6月18日までの間に6回委員会協議会を開催しまして、道の駅の不正な事務手続についての検証をしてみました。その検証概要について報告させていただきます。まず、第1回目の4月5日でございます。3月議会におきまして道の駅かつらぎの調査特別委員会が設立されて、当委員会は全体事業を把握しておく必要があることから、道の駅事業に係る工事費、委託料、用地補償費等一覧表の資料を理事者から提出を求めまして、その内容説明を受けまして、その検証をしてみました。

第2回目でございます。第2回目の協議会では、道の駅かつらぎに係る市政検討委員会の会議録や道の駅の随意契約されている委託料における詳細な資料を求め、4月14日に新聞報道で報道されました、柘の郷の移転地から出ました産業廃棄物のボーリング調査に係る関係書類について検証を行いました。

第3回目は5月15日でございます。道の駅かつらぎに関する書類は、関係書類が警察の方々に今現在、押収されておりました状態でございますので、検証することが困難であることから、住民監査請求をされました資料を当委員会の証拠資料とすることを当委員会で承認されました。また、さらに、市政検討委員会が職員に対して調査されました内容の報告書の提出を求めましたが、このことにつきましては、非公開のため提出はできないという旨の報告がございました。

第4回、5月23日でございます。調査特別委員会では、道の駅事業に係る4つの事業を不正な事務処理として断定いたしました。まず第1点目、柘の郷に対する移転補償契約及び変更契約。第2点目、柘の郷の移転先の産業廃棄物のボーリング調査。第3点目、南阪奈側道1号線道路改良工事で柘の郷の既存建物を撤去したこと。第4点目、4カ所の架空の道路陥没工事で柘の郷の舗装工事をしたこと。以上の4点を当委員会の不正な事務処理に係る行為として断定いたしまして、当時の関係職員を呼んで聞き取り調査をしようということが5月23日に決まりました。

そして、第5回目でございます。6月5日、当時の関係職員9名を説明員としてここに招集、来ていただきまして、当時の4つの不正事務についての事実関係について事情聴取を行いました。

第6回でございます。6月18日でございます。本日、6月26日に第1回の道の駅調査特別委員会を開催するということが決定されて、協議案件は本日の会議資料のとおりでございます。過去6回の委員会協議会の内容の概要を公表し、調査特別委員会が4つの不正事件を確認したことを再確認、再検証することになっております。また、今後、特別委員会ではどのような方を参考人として招聘しなければならないということも協議願っております。以

上が道の駅調査特別委員会協議会で6回開催された内容でございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、何か確認事項などはございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。きょう、3月議会でこの特別委員会が設置されてから初めての委員会ということになりました。その間、6回ほど協議会が行われてきたわけでありましてけれども、私としては、協議会の内容についても、本来は委員会として市民の方に公開しても何ら問題がない内容であったかと思えます。もちろん、一部非公開にすべきところはあったかもわかりません。私自身は、協議会と委員会、この割り振りをきちっと議会としてもそれなりの考えを持っておくべきではないかと思うんです。というのは、この間、私自身は、これは委員会でもいいだろうと思うようなことまで全て協議会になってしまうと、市民の方に全く内容が伝わらないまま至るということになりますので、この点については今後、調査委員会の運びについて、余り協議会が多くなるというのは大変問題だと思います。本来、協議会というのは、今後の運営に関して調整するという、先ほど梨本委員の方からもありましたけれども、そういうけじめをつけないと運営そのものの調整そのものも、調査そのものもごっちゃになって、何かきちっとした委員会運営がならないのではないかと思いますので、これについては正副委員長の方でもできるだけ開かれた委員会でしっかりと審議が進むような形で委員会運営をやっていただけたらと思います。

今、ご報告がありました。私としては今のご報告でよろしいかと思うんですけれども、これは確認という意味合いなんですけれども、道の駅調査特別委員会は、今、訴えの提起に係る3,500万円にかかわる社会福祉法人柗の郷との契約関係に伴うさまざまな不適切な事務処理、このことを主にやってきたわけでありまして、当初、第1回目からは全ての問題を洗い直そうという形で進んできた中で、3,500万円の訴えの提起にかかわる柗の郷の契約関係に関することについて、当面、焦点を絞ってやりましょうということで今日まで来たと思います。したがって、今後におきましては、このほかの問題についてもしっかりと取り上げていくということは当然だろうと思っておりますので、今回、3,500万円にかかわる件について、とりあえずこの間は進んできたんだろうというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

次に、調査案件(2)不適正な事務処理手続の検証についてを議題といたします。

先ほどの報告にもございましたように、4項目についての不適正な事務処理手続の事実内容及び経緯の確認の再調査を行うことを協議会で決定したところでございますが、委員各位のご意見を伺う前に、4項目の事務処理手続の概要につきまして事務局より報告をお願いいたします。

局長。

中井事務局長 それでは、先ほど私が申しました4つの不正事務についての確認したことを報告させていただきます。

まず1番目の、新道の駅建設事業に係る建物移転補償についてでございます。本件につきましては、道の駅整備事業に伴う物件移転補償契約に関する事務処理、平成26年11月28日付で葛城市土地開発公社と社会福祉法人柁の郷において、1億4,168万円で物件移転補償契約の事務処理がされているが、平成27年6月16日付で葛城市と柁の郷において同じような契約、1億4,168万円で土地売買及び補償契約を契約している処理がなされていました。なお、葛城市との契約に基づく支払いは発生はしておりません。その支払いが発生していない葛城市との契約をもとに、平成28年4月5日付で柁の郷と2,500万円の変更契約がされ、法令改善に伴う追加として葛城市より、今度は補償金が2,500万円支払われています。1点目はこのような状況でございます。

2点目についてでございます。太田新池線道路改良ほか1件に伴う地質調査について。本件につきましては、太田新池線道路改良に伴う地質調査及び八川地内敷地造成工事に伴う地質調査として事務処理をされておりますが、それぞれの地質調査は実施されておらず、道の駅に伴い葛城市が柁の郷に提供した代替地において、平成27年11月に柁の郷が福祉施設を建設する際に産業廃棄物が埋まっていることが判明したため、葛城市が実施した地質調査の費用として払われていることがわかりました。

3点目でございます。南阪奈側道1号線道路改良その2工事についてでございます。本件につきましては、平成28年4月5日付で栄和建设株式会社と南阪奈側道1号道路改良その2工事として1,749万600円で建設工事の請負契約を締結されております。その道の駅整備事業に伴い収容された柁の郷の福祉施設の建物解体費用をこの工事費の中に、柁の郷の解体費用が補償物件の移転補償に契約されているにもかかわらず、この工事費の中から解体費用を捻出し、取り壊しの名目で支払われております。

4点目でございます。太田新池線道路改良工事ほか3件の工事についてでございます。本件につきましては、太田新池線道路改良工事、中戸1号線道路改良工事、中戸6号線道路改良工事、中戸23号線道路改良工事の4件の工事として事務処理をされておりますが、それぞれの道路改良工事は実施されておらず、道の駅整備に伴い移転された柁の郷の福祉施設の進入路や駐車場の整備費用として支払われていることが判明しました。

以上が不正な事務処理の4点についての概要でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたが、これより4項目の不適正な事務処理手続の検証を行いたいと思いますが、何かご意見等がございますでしょうか。

西川委員。

西川委員 今後の議会運営についてということと一緒に質問になると思いますが、なぜこういうことになったかというふうなことも含め、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会というのは、もともとこういうふうな不適切な処理がなぜ起きてきたか、今後こういうふうなことを防ぐ、また、なくすように根本の原因をちゃんと議会の委員会がはっきりとできるところはして、今後の市政のあり方をただしていこうというのが本来の目的であります。それで、

先ほど梨本委員が、何で理事者が来てるか、何でそういうことになったかというふうなことをおっしゃっておいりましたので、市長、まず根本的な話に入りますけれども、道の駅の事業に関しては市長が議員のときから、賛成、反対の大きな争点になって、今もはっきりとこのことを推進した議員と反対した議員が、今の選挙で当選してこられた方はどっちを支持されたのか知りませんよ。せやけども、はっきりとそれを反対やという人が今の市長を支えてる議員です。それで道の駅を進めていった議員は、このことに関して消極的な態度で臨んでると。そういう位置づけを、市長が思うてはるか、思うてはらへんかは知りませんが、根本的なところではそういうふうなことが1つはあると。

それと、僕が思うに、これ、オープンする時期が、多分、市長選に絡んで、前市長はそう思うたんか知らんけれども、市長選までに完成させたいという思いもあって、こういう無理な工程でやったことがこういうふうなところへ来たんやろうという思いもありますよ。ただ、市長、僕は、これ、質問してる中で、変わってんのかどうかは知りませんが、今言われている事業費は30億か31億、皆さんは、それは国庫補助金であろうが交付税であろうが、どういう形であろう、葛城市民の税金は入ってることは間違いありませんよ。国からもらう部分は、葛城市民の税金はどこかに何ぼか入ってるのは間違いありませんよ。しかし、市単独で一般財源から実際出されてる金額、今どうなってるんですか。その返済方法もどうなってるんですか。7億ほどいってるんですか。30億全部葛城市民の税金で事業をするんですか。わかってる範囲でお答えいただきたいのと、それと、道の駅事業、はっきりとまだいろんな整備をしていかなあかんことは僕目から見て明らかですよ。市長がこのことに関して反対したから、今の状態で置いておくのですか。今後、道の駅に関してどういう態度で臨んでいられるんですか。まだまだ整備をせなあかん部分があると僕は思いますよ。市長が今ここに来ている意味というのは、僕はそういうことをきちっと市長の今後の思いと、なぜこういうことが起きてるのか、答弁してもらいたい。

それと、今まで協議会であろう何であろう、市長そのものがきちっと議員に説明すべきところは説明していかないかん。3本の提訴を議会に付託された。それを柊が債務不存在で訴えてるから、反訴の提起をせないかんから取り下げて、それで2つに分けるねんと。そういうところを副市長にだけ説明させるのはあかんと違いますか。市長の名前で訴えるんですやろう。それで総務建設常任委員会で継続の審査にしてるやつを、撤回、取り下げは本会議で諮って撤回したらそれでええねんて、それこそ総務建設常任委員会で継続審査をしてるんですよ。その委員会のあり方というのを理事者は考えてるんですか。どう考えてるんですか、そこらを答弁願いたい。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 本委員会は、道の駅かつらぎ調査特別委員会の目的は、この事業に対して事務上の不適切な扱いがあったということについての調査であります。今、西川委員がおっしゃったことは、この間、総務建設常任委員会でも、そして運営委員会でも、そして本会議でも、もう決着はついた問題をまた持ち出されて聞いておられます。それから、もう一つは、道の駅事業についての今後の事業のあり方についてまで質問に及んでおられます。そのために市長を呼んだ

ということでありませけれども、これについては、本委員会の本来の目的である調査とずれることありますから、そういうことで時間を費やして、延々とここで議論されるなんていうことはあってはならないと思いますので、この調査特別委員会にかかわる質問についてのみ質問をしていただいて、委員長もそれを取り計らっていただいて、その点についてしっかりと調査をしていただくように、そういうふうな運営をしていただきたいと思います。私には思います。要望しておきます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 これは反論させてもらいます。一番最初に言いました。この調査特別委員会は、何が原因で今後こういうふうなことが起こらんように、議論をすると、そう言うてるんです。何でこういうふうな不適切な処理に及んできたか。それを成り立ちからやってるんです。そう違いますか。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 この調査については、成り立ちからやっていかれるのは結構かと思います。しかし、先ほどの質問の中に、今後の事業のあり方についてまで市長に意見を聞くということがありましたので、それはふさわしくない。それから、この間、議会運営委員会でも議論をし、本会議でも決着したことをまた後ろに戻すようなことを発言されて、質問されている。これについても、本当に大勢の議員が集まって、それなりに時間を尽くして積み上げていったものをひっくり返すようなことだけはやめていただきたいということでもあります。

西井委員長 西川委員。

西川委員 僕の質問に対して、今後のことを質問するとか谷原委員が言うのではなく、それについては理事者が答えられへんのやったら答えられへんでええわけで、そんなことを委員が委員に言う話と違うと思いますよ。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私が最初に発言の冒頭で申し上げたのは、委員長に、本委員会の運営の仕方についてご意見がありますということでは言わせていただきました。その中でこういう発言があったので、その発言を取り上げるのは不適切ではないかということをお願いしているわけでもあります。つまり、この委員会の目的は、道の駅かつらぎ建設事業の事務取扱いについて不適切なところがあつたということについて調査をするわけですから、西川委員の発言の中にあつた一部の質問については、この場で取り上げるのはふさわしくないのではないですかと、そのことを頭に置いて、ぜひ、委員長にはこの委員会運営について行っていただきたいという意見ですので、西川委員のことを直接反論するとかいうことではございません。委員長に預けてるわけでもあります。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員のお尋ねの中で事務的な部分がございますので、私の方でお答えができる部分はお答えをした後に、あとは市長にお答えいただいたらいいかと思っておりますので、先に私の方から発言させていただきます。

まずは、最初に費用のお問い合わせでございますが、先ほど委員の皆様にも言及していただいてましたとおり、実は、この委員会で私たちがどういった内容についてお問い合わせいただけるかということについて事前にわかっておりませんでしたので、十分に詳細の数字の資料を今持ち合わせておりませんので、概数と概要についてのご説明になるかと思いますが、総事業費はおおむね30億であったというふうに記憶をしております。こちらの財源でございますが、国の方が、国庫補助金がそもそも交付金という形の、緩やかな形の資金といたしますか、国庫補助金のくくりの中では1つなわけでございますが、交付金ということになりましたので、社会資本整備の交付金とまちづくりの交付金という2種類の、交付金という名前ではございますが、大きくくりであれば従来の国庫補助金の1つの形態としていただいております。それから、起債の合併特例債を充当もしております。それ以外につきましては市の一般財源かと記憶をしておりますが、ただ、これも委員お述べになりましたように、一帯の整備事態は完了はしておりませんで、その荒廃地といたしますか、引き続き公園整備もしておりますので、公園整備につきましては吸収源対策整備事業といった形の公園整備に充当できる資金も活用しております。広く大きな意味では、国から来る資金につきましても、それは税金ではございますが、これは、市が市民の皆さんに直接ご負担いただく金額と、それから、日本全体の中で重点的に配分いただく、そういった金額が混じっておるものでございます。

それから、総務建設常任委員会でも先ごろ、先週金曜日にご審議をいただきまして、ここでは一定の可決をいただいたわけでございますが、一旦撤回をさせていただいてという内容でございますが、内容につきましては説明も重複いたしますし、本日ご出席の委員の皆様ほぼ、全員ではありませんが、おおむね総務建設常任委員会にも委員、あるいは委員外議員としてご出席いただいておりますので、内容が重複いたしますので詳細は差し控えますが、基本的な本筋のところについては、3月議会でご審議をお願いいたしました訴えの提起と内容が変わってございません。ただ、ほぼ並行して事態の変更があった部分につきまして、2月23日付で終の郷が奈良地裁に対して市を被告とする形で債務不存在の裁判を先に起こされたと、これに的確に対応して、市の主張をしっかりと裁判所にお届けをして、公正な、そして的確なご裁判をいただくために反訴という要素をもととの3月議会のときをお願いをしておりました、当時は議第17号でありましたが、ここに反訴という内容を加えた形でもう一度きちっとした訴訟をさせていただこうということで一連の手続をお願いしたことでございまして、内容的には全然変わっておりませんので、繰り返しになりますがご説明をさせていただきます。

以上でございます。

西川委員 一般財源は。

松山副市長 金額についての資料は持ち合わせておりませんが、当然、多額の一般財源が入っておりますが、一般財源についてのどういったお問い合わせでありましたでしょうか。財源内訳ですよね。

西川委員 財源内訳でもいいねけども。

松山副市長 この委員会で資料として要求いただきましたら、また整理をしてご報告はさせていただきます。

以上でございます。

西川委員 何年で返還するかも言うて下さいね。

西井委員長 市長。

阿古市長 委員の質問に答えさせていただく前に、まず確認をさせていただきたいと思います。道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置についてでございますが、その設置理由、道の駅かつらぎ建設に当たり不適切な事務処理があったため、事業内容の再調査を行うという調査委員会でございます。ですから、委員がご質問になりましたことというのは、通常の担当の常任委員会なり一般質問なりに必ず答えております。その答えてることを再度質問されるというのは不思議でございますし、この場ではその返答を求める委員会ではないということをもまず理解しておいていただきたいと思います。

それと、まず、協議会ですけども、今回この特別委員会を設置された、議会の中ではいろんな議論があったと思います。道の駅についてかわった事象がいろいろ起こった、事業について起こったことについて議会内部で百条委員会を設置しろという委員の皆様方もおられたようにお聞きしてますし、そうではない委員の皆様方もおられた。その中で今回設置されたのは、私どもが訴えの提起の案件について3月議会に上程させていただきましたけども、審議の時間がないということを引きかき設置されたようにお聞きしております。ですから、当然のことながら、調査はこちらでやられてますけども、付託されました委員会は担当の委員会がございますので、そちらの方で委員会決議をいただいた状態であるということでございます。

それと、なぜ市長が出てけえへんねんとおっしゃいますけど、百条委員会とこの調査委員会とごっちゃにされてるのかなと思いますけども、私は正規の手続を踏まれたら、必ずこの委員会に出席しております。

ですから、今の質問内容については、他の委員会等で答えてます。

西川委員 答えてないな。

阿古市長 答えてますよ。今の一般財源の話も全て含めて、ほかの委員会で議論してますし、一般質問でも答えてますよ。それをあえてまだしつこく質問されるというのは遺憾でございます。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 市長は答えへんということですか。この調査特別委員会は、98条の1項の権限で関係人を呼びながら、議会としての姿勢は、今後こういうことを繰り返さない、そういう議会は議会、市長は議会と両輪と言うんかしらんけど、私ら議員は二元代表制で、議会の権限でやるわけです。市長は議会に対してちゃんと答えへんから、委員会に対してそういう言い方をするんや。議会はその根本原因をやろうとしてるねんから、市長の考えをきちっと言うたらええですやんか、今この場で。何で答えへんの。

西井委員長 市長。

阿古市長 重複になりますが、この調査特別委員会の設置理由は先ほど申し上げました。ほかの場所で答えておりますので、もし、まだその辺が足りないとおっしゃるんでしたら、所管の委員会なり、また一般質問でしていただいたらと思います。

今までから答えております。それと、今言っておりますように、ここの委員会の設置目的に関する事だけしか、実は、ここでは審議できないということなんです。そのことを理解していただきたいと思います。幾らでも答えさせていただきます。答えてきておりますので。

以上でございます。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 関連になるかとは思いますが、全体の事業費についての今、質問があったと思うんです。これについては協議会の中で、きょうこの場において調査するということがなかったので、呼びしても資料がないようですから、私は、委員会を進める上で、本当に丁寧な議論をするためには資料も必要ですし、それについては協議会できちっと議論して、その中で出たことについてはきちっと理事者側にもお伝えし、準備していただいて、きちっと審議するというのが、本来、これ、市民の方にも公開されてるわけですから、だから、そういう意味で丁寧な委員会運営が必要だったかとは思いますが。ですから、私もこの全体像には大変興味があるんです。一体何億、この関連事業で現在まで使われていて、補助金が幾ら入って、そして、本体事業と関連事業、一体幾らだったのか。これについては興味があるんですが、ここで突然そういうことを理事者側に申し入れても、なかなか資料が整わなかったら正確なことができないわけですから、これは今後のということでもありますけれども、とりあえず、そういう問題意識を持っているということだけ発言させていただいておきます。とりあえず、皆さん全体像がわからないまま、私も全体像がよくわからんのです、これだけ議論してきた道の駅の件が。過去の総務建設常任委員会の議事録をずっと読んでみましても、途中で変更、変更でどんどん事業費が膨らんで、最終的に幾らになったのか。最終的に幾らのとこまでお金を使われて、どういうことに使われたのかわからないんですよ。だから、それについてはきちっとした資料を今後精査していきたいと思いますので、この場をおかりしてですけど、ご準備いただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 不適切な事務処理手続の検証というところの、4つ挙げていただいております。3点につきましては、住民監査請求に伴って監査委員さんの方から監査をしていただいている。その監査結果に基づいて訴えの提起3本を当初上げられたという流れでございますけれども、先ほど説明のあった2番目のボーリング調査の件につきましては、まだ監査委員さんの監査の手続が検証されない状態のまま新聞報道で私どもも知ったという段階までかなというふうに思います。今後、委員会としてボーリング調査の不適切な事務処理についての確認をどのよう

に進めていくのか。私は、委員会から監査請求をするというふうな流れになるべきかなというふうに感じておるとのことだけ委員長の方にご確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう1点、これ、今さらそんなことを、そのときちゃんと言うべきやというふうにお叱りを受けるかもしれませんが、きょうの資料のところについております委員会の設置についてという設置理由でございますけれども、不適切な事務処理の再調査を行うと、こういう設置理由でございます。今日まで協議会等でいろいろと協議をしてる中では、先ほどご説明のあった不正な事務処理手続の不備プラス補助金の返還に関することもいろいろと議論の対象になっておるかなというふうに思います。それも含めて不適切な事務処理というふうに認識をしたらええのか、いや、それなら設置理由をもう少し幅広くここでうたっておくべきかと、その辺のところも確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 局長。

中井事務局長 今、増田委員から質問がございました、不適切な事務処理に国庫補助金の事務が含まれるかどうかということでございます。私の見解では、それは含まれてるという見解でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 先ほどの質問を繰り返します。3つの不適切な事務処理は、住民監査請求に基づいて監査委員さんが監査、調査をされて、その中で不適切であるという調査報告を市長にされた。それを受けて市長の方から訴えの提起があったと、こういう流れでございます。ところが、先ほど説明いただきました2番目のポーリング調査につきましても、同じようなほかの地質調査名目で柘の郷のポーリング調査を行われておる。これも不正な事務処理に当たるわけでございますけれども、その検証につきましても、まだ公なところでの検証は行われておらないと。そういう資料があったという段階でとまっておるかなというふうに思いますんで、議長はその辺のところどのように考えられているのか。

吉村議長 この案件につきましては、この委員会が設置されてますから本委員会で調査すべきだというふうに思いますけど。

西井委員長 増田委員。

増田委員 今、議長の方から特別委員会で監査請求をすべきであると……。

吉村議長 この委員会が調査特別委員会ですから、この委員会で調査をすべきだというふうに言ってます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 本来、監査委員さんという、そういう会計等の監査を適正か不適正かというものを調べていただく機関にそういう監査を請求するというのが本来の流れかなと、私の認識ではそういう認識なんですけれども、この調査特別委員会の権限で、諸帳簿等の確認作業も全部ここでやるとなると、非常にこの調査委員会の本来の事務の進め方等について、もしくは客観的な見方ができるのか、できないのかと、そういうふうに思うので、本来はどうすべきであるのかなということをご確認させていただいたということでございますので、監査事務局の吉

村課長の見解をお聞きしましょうか。

西井委員長 監査委員会は、例えば、住民監査で申し入れがあれば調査されると思います。また、当委員会でもボーリングの216万の費用について監査請求をすとかいう方法はあるんじゃないかなど。当委員会としては、先ほども申しあげましたように、その処理方法についても調査をするという権限ももちろんあるんじゃないかなど思っております。新聞紙上では理事者側の方でも調査するといわれているようですが、どこまで進まれているかは一切聞いておりませんが、当委員会も並行して進めることはおかしくないんじゃないかと思っております。その点について理事者側の考え方、せっかく来てもらってますので、ボーリングについてはどのような調査をされているのかお伺いしたい。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど委員長の方から、一切聞いていないといったご発言がございましたが、さっきの総務建設常任委員会でもご報告はしております。そもそもこの件につきましては、3月の一般質問で谷原委員がお問い合わせをいただいておりますので、そのときに、これは市長部局としてはまた市政検討委員会に諮った上で調査をしていくということを経由して3月にご答弁申し上げて、それから、先日の総務建設常任委員会では、その進捗についてのお問い合わせがございましたので、既に調査を始めているんだ、ただ、まだ結論は出ておりませんのでという調査の概要については進捗の報告はしておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 議長の方からはここですべきやというお話でございましたけど、委員長はここから監査請求をして、監査委員に委ねると。2分した形ですけども、私も同委員会から監査請求をするという手順が望ましいのかなど。客観的な立場で監査委員さんにこの調査についての調査をしていただくということが望ましいのかなど。さっきの3本と同じようなお取扱いをしていただいたら、適正なご判断、報告はいただけるのかなど、こういうふうに思います。

それから、先ほど問い合わせしました不適切な事務処理の中に、心配をしております補助金返還のことも含まれた中で調査をしていこうという確認はさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今、増田委員がご指摘なされたことは、大変私も重要だと思います。行政は行政で市政検討委員会で調査していただくと。議会は議会でここでしっかり調査すると。監査につきましても、一度監査はしておるわけでありましてけれども、その結果、どうも不備があるようだということで再監査を求めていくということは当然だろうと思うんです。ただ、私は何度かこの協議会でも申しあげてるんですが、この委員会の権限として与えられているのは、地方自治法第98条の第1項のみの検査権のみなんです。第2項に監査請求権というのがございまして、監査請求権がついておればしっかりとこれについて再監査を求めるという形でもできますし、外部監査ということで外部にも委託できますので、できましたら、今後のこともありますか

ら、こういうことが出てくると思うんです。だから、地方自治法98条の第2項の監査請求権も、これは議会で、本会議で認めていただかなければいけないと思うんですけれども、再度こちらから提案して、本会議でそれを付与していただいたら、今後この件についても再監査というふうに求めたら、絶対監査委員会をせざるを得ないわけでありますから、そういう権限を付与していただけたらと思います。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 ボーリングの不正なあり方というの、協議会で僕自身がはっきりとこういうことがありますよという問題提起をしました。それに対して松山副市長は、読売新聞に載った後の協議会やったかどうか忘れましたが、これは、市政検討委員会というのは市長の諮問機関やから、そこはそこでやらはったらええけれども、理事者側、行政側としてどういうふうに対応していくか、そこらは検討しますということをおっしゃったから、いつ出てくるんですかと、こういうことをどうされるんですかということ聞いたわけで、何でそういうふうなことになっていったか。この前の総務建設常任委員会でも質問してますように、なぜこういうふうな形になっていったか、こういうおかしな違法な処理をなぜ職員がしていったかということ、いろんな観点から見るために最初の質問をしてるわけで、それも一因でしょうということ、質問してるわけで、それに対して答えられへんというのやったら答えられへんでええけども、ただ、住民監査請求をされて、監査委員が監査結果を出すにおいて3つ上げられて、これはやっぱり市として民事の提訴をすべきやということをお勧めされた。それに基づいて訴訟を起こすには議会の議決が要るからと、初めてこのことに、ずっと前からこんなこと勉強してたらわかりますやんというけども、議会に投げかけられたのは3月のときが初めてでございまして、それならしっかりとこれは継続して審議をしよう。それをやっていると、いろんなところから継続審査というのは廃案にするためにこんなんしてるねんとか、何かいろいろありました。継続審査やから継続審査と言葉どおり受け取りなさいよと僕は言うてますやろう。その中で、6月でそろそろ全体像が見えてきたから、このボーリングの結果によって、監査委員の報告にもあるように、柵が移転したところからごみが出てきた。そのごみの処理、情報公開で見ると写真も皆ついて、その費用が、見積もりの仕方が適切かどうかは僕は知りませんが、情報公開では、7,800万という、金額しか出てないけれど、監査では三千何ぼ、二千何ぼ、7,800万の3つあると書かれているが、要は、7,800万のごみ処理をするのに3,500万で、もうこれであきませんか、こうやなど、それと、早うせえなんていう時期があるからおかしな処理をしたのが本筋でしょう。こんなこと二度と起きたらあきませんよということをこの委員会にはちゃんと出していくというのが役目やと思いますよ。

そこで監査委員から勧告を受けたから、3つの中で一番最後の法令改善の2,500万だけは柵を入れてるけれども、本来はこの不正な処理をして、理事者が言う不当利得かどうか知らんけど、それを受けてるのは柵であって、1も2も入ってますやろう。それで市長がわざくれ、これ、監査委員の報告やから、監査結果について肅々とやるねんと言ってるけれども、途中で反訴の提起もせなあかん、こうせなあかんということは、そちらの意思が入ってるわ

けです。監査結果だけ違いますやんか。そしたら、何で1、2に、不正な会計処理やさかいそれだけ入れてますねんというのか。それやったら、提訴するのやったら、1と2に柁を何で入れへんのか。普通は入れなあかんと違いますか。市長の名前でやるねんから市長、教えてください。

(「議事運営上の問題です」の声あり)

西川委員 議事運営関係ない。

それと、もう一つ言うと、ここに松山副市長の答弁をもちょうてますけれども、本来は、民間であれば不当な訴えをした中に金額を入れてるわけやから、そしたらそこに名前が全部誰に対して損害賠償、誰に対して不当利得とちゃんと書いてるわけやから、民間であれば、訴えたときにそこに資産がなかったらとりようがないから、資産を保全して、仮差し押さえをして、その手続をやらないかんのに、何でそれをしないのですか。

吉村議長 この案件につきましては総務建設常任委員会の案件です。この特別委員会の設置理由の質問ではありませんので注意します。

西川委員 市長を一生懸命かばう議員が見えましたな。

吉村議長 そういう言い方をしないでください。議事運営で間違ってるから言ってるんです。この間の総務建設常任委員会でこの案件も出ましたので、そのときにしていただくんだったら結構ですけど、きょうの特別委員会とはまた離れてる案件だと思います。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 今、ある1人の委員から私見を延々と述べられていると。しかしながら、我々は調査特別委員会で事実の積み上げをしていかんとあかんわけです。にもかかわらず、特定の委員のみが持っている資料に基づいて、この委員会全体の結論としようとしている。これは、私は納得できない。まず、きょう、冒頭に私も申しましたが、理事者側、行政側が結論づけたことは行政側の結論で、それでいいじゃないですか。監査は監査、そして、今回は議会でどういうことをやっていくのか、どういう結論を出すのかというのがこの調査特別委員会の場なわけです。実際にこれまでの6回の協議会で事実が出てきてるわけです。

(発言する者あり)

梨本委員 私がしゃべってますので、お静かにお願いします。

実際に事実の積み上げの中で、まだわからないことがたくさんある。職員さんの聞き取りもした。しかしながら、その中でも不明な点はたくさんあるわけです。一方で、確実に事務の不正があるのはわかった。そのことをまずきょうは認定した上で、次回どうしていくのかということを進めるのが、この調査特別委員会の場ではないんですか。運営上全く関係のない話を割り込ませて、議事を長引かせるのはやめていただきたいということを委員長に申し伝えておきます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 委員長、議員間討議をするのですか、それやったらそれでよろしいで。

(発言する者あり)

西川委員 それより大きなこと、再発防止、これの原因、それがこの調査特別委員会、こんな矮小化

してしもうたらあかんよと、これだけ、これをやるのはやらへんと言ってるのと違うやん。これもやらんなんと。そうと違いますか、委員長。

それと、総務で付託されてる道の駅の提訴についてとこの特別委員会は密接に関係してまずよ。

西井委員長 それについて、私は総務委員会で結論が出せないという形でこの調査特別委員会ができたという認識は持っております。

吉村議長。

吉村議長 前回の協議会で、きょうの委員会で何をするかとって皆さんに諮られたときに、今まで6回の協議会の報告、それと、これからどうするのかということで進めますということで会議が閉じられてると思いますので、それが全然進んでませんので、元に戻してほしいと思います。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川委員が理事者の出席を求めたことにより、理事者が出席しておりますが、ここで理事者側の退席を認めてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。

そしたら、ご苦勞さんでございました。

それでは、続きといたしまして、4項目の不適正な事務処理手続についての検証を行いたいと思いますが、何かご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 今、審議するべきところというのは、不正な事務処理に関して1から4までの資料をご提供いただきまして、これも実際に事務処理に対しての本来の書面というのがいろいろと警察の方での調査もあるということで、個々の議員さんの資料をいろいろご提供いただいて、1から4までの資料を再度つくっていただいて、前回、6月5日に職員の方に説明員という形で説明をいただいたと思います。私は、この4つの事務処理について、そのときにも職員からいろいろと書類上のこと、もちろん我々、この特別委員会は不正な事務処理に当たっての、そういった検査権を行使しながら、職員9名の方に来ていただいて事情を聞かせていただきました。資料の2、ボーリング調査のことにつきましても、内容は一部含まれていたと思います。1から4までの資料を全て総称して、何らかの事情は職員からの聞き取りは終わったということでございますが、私は、この指示命令をした当時の上司等にまだまだ聞き取りをやっていかないといけないのではないかと感じておりますので、更に調査をまだまだ進めていっていただきたいというふうに思っています。

今までの事務処理に関しての調査が全てできたかということについては、まだできてないと思いますので、引き続き調査をやっていかないといけないのではないかとこのように思い

ますので、2番のボーリング調査の件も含めて進めていっていただきたいというふうに思います。

前回の協議会では、次に誰を呼んでいくかという話も出てたと思いますので、そのことも含めまして進めていくべきで、現段階では4つの事務処理についての調査はまだもう少し深くやっていかないといけない段階ではないかなと思っております。

西井委員長 今後、委員としてはまだまだ調べなければならないことがあるということでご理解させていただいておきますが、よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 この間、調査を協議会の方で主に進めてまいったわけでありましてけれども、最初に事務局長の方から説明がありましたように、この間の協議会の経緯について4つ資料、主に柵の郷移転補償にかかわる事務上の不正というものについて4つの柱を立ててやってきたかと思えます。ボーリング調査については、これは市政検討委員会でも、そして住民監査請求による監査においても取り上げられていない問題でありましたけれども、そういう意味では議会が初めてこの問題についても取り上げて、この間の職員さんの聞き取りの中でもこの件について一定解明ができてきたのではないかなと私自身は思っております。その中で、特に職員さんの聞き取りの中でまだまだ不明の点があるというのは、先ほど川村委員がおっしゃったとおりだろうと思います。私がその中で一番感じたことなんですけれども、こうしたさまざまな大がかりな不正が、個々の職員さんが個々にやったというよりは、全体的な1つの流れの中で起きていることであるので、この点がどうしてこうなったのかということは、もう少し深く調査する必要があるのではないかなと思っております。個々の事実については、私としては、住民監査請求による監査の通知、報告書の中で語られてたこととほぼ同じことを語っておられましたので、職員さんには誠実にお答えいただいたのではないかなと思っております。しかしながら、先ほど申しました肝心な点では、なかなか答えがいただけなかったと思っております。その1つが、産業廃棄物が土地開発公社が用意した代替地から出てきたということから、この大がかりなさまざまな不正が行われたわけでありまして、当初の土地開発公社の契約書によりますと、これは資料の中にもつけられておりますけれども、土地に瑕疵がある場合には、その瑕疵を取り除いてきれいな状態にして引き渡すことという契約条項があるわけでありまして、したがって、産業廃棄物が出た、その処理を契約書どおりやっておれば、何ら問題がないということの事象が、なぜこんなにさまざまな不正を重ねてお金の支出をやったのか。このことが全く不明な点として私は残っていると思います。私自身もこれがどうも納得できないんです。どう考えても、契約書どおりやっておれば何ら問題のなかった事業が、契約どおり行われず、さまざまな便宜が、架空工事も含めて行われたのか。この1点残っておると思っています。

それから、もう一つは、これは、私が一般質問でも取り上げさせていただいたことでありましてけれども、確かに公共事業においてはさまざまな問題が起きて、地権者の方、それから、交渉の相手方とさまざまな難しい問題が起きてまいります。そのときに全部お金で決着をつけ

たら、これほど楽なことは職員さんもないし、工事事業者も新たな事業がふえて喜ぶし、それから、利害関係者もお金で解決してくれるんだったら、本来手にできないお金が手に入るわけですから、3者としては、行政側、利害関係者、業者、3者は非常にいいわけですよ。だから、一番の問題は何かというと、お金が不正に支出されたということなんです。だから、お金が不正に支出されたことをきちっととめておけば、こんなことは起きずに、行政側は汗を流して、必死で知恵を出して問題を解決していくために努力すると。そこで職員さんは頑張るしかないわけでありましてけれども、安易にお金がそういう形で出ていくと、これはお金の決着しようかと、最終的には市民が不当な支出に対しての負債を負うということになるわけでありまして、だから、なぜこういう会計支出が行われたのか。ここをもうちょっときちっと私は追及しておくべきではないかなと思います。

今後の再発防止という点でも、簡単に3,500万円のお金が出ていってるわけですよ。なぜ会計処理上そういうことが見抜けなかったのか。見抜けなかったとすれば、そこを手当てして再発防止ということになるろうかと思しますので、会計支出上のあり方がどうなのかというのを今後検証する必要があるかなと思います。それに当たっては、私らは素人ですので、実際にこういう工事契約にかかわってどういう事務手続がどう行われて、最終的に会計の支出が行われるか、一連の流れがよくわかっておりませんので、そういうことも含めて基本的なことを理解しながら、今回の会計支出がどのように不正に行われてきたかということについて、今後調べていけたらなというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、不適正な事務処理手続の検証についてということで議題になってると思います。いろいろ意見として出てるわけですが、今、6回の協議会があつて職員さんも来ていただいた。職員さんに来ていただいた中で、概略は皆さん方理解できたというふうに私は思いますが、私は、産廃の問題がどうも前に出てるような感じを受けます。当初、26年11月でしたか、公社と契約した。この事件により補助金の返還の金額が出て、初めて補助対象になる金額以外に約3,000万ほどの金が余計に契約書の中に含まれてることが判明した。ここをきちっと調べる必要があると私は思ってます。だから、今ずっと聞いておいたら、産廃が出たから、7,800万が正しいかどうかは私はわかりませんが、その処理をするために、例えば舗装工事をしたとか、2,500万を変更契約して追加したとか、あるいは解体の費用も市が負担したとか、何か私はそういうふうに、それが原因でされたというふうに受け取ってます。やはり我々が聞いたのは、2,500万も法令改善ということで聞いてるわけやから、職員としてその補償をされる時、本当に法令改善、当初の建物と今、新しいところに建てられる、それが本当に法的にかわったのかどうかということもきちっと職員が調べて契約しておいたら、恐らく法令改善にはつながっていかなかったのと違うかな。これは私の個人的な考えです。間違ってたら間違ってると言ってもらって結構やと思うけども、その辺をきちっと整理していかないと、産廃が出た、これは事実ですやろう。監査委員の調査で職員が証言してる

ということは事実やと思うけども、私もどれだけの産廃が出てるのか、それは知りません。1つ1つ解決をしていかないと、今聞いておいたら、産廃の7,800万にこだわって、それを半分にしてもらうためにこのような不正な処理をしたというように聞こえてくるわけやから、委員長、この4項目やけど、やっぱり1つずつ決めていかないと、一遍に4つ、どうするねんと証人に来てもらうより、1つなら1つ、2つなら2つに絞って、この点についてはどんなことを聞いていくねんということを決めてもらいたい。

今言われたように、なぜこうなったのか。私は、職員の立場からいうたら、自分が不正してるというのは理解してたと思います。例えば、架空の4路線、緊急工事です、陥没してます、すぐ工事を発注する必要があるというといて、それで、柵の駐車場の舗装工事するというようなことを普通考えられません。そこらをきちっと詰めていかないと、担当した職員も気の毒だ。一生懸命仕事しながらこういうようなことをして、もし罪に陥るとなったら、職員も気の毒です。せやから、なぜこうなったのか。例えば、本当に誰が指示を出したのか。例えば、今、話が出ましたように、期限が迫ってる。何が何でもその期限までにやらなあかんねんということの中で指示を出したもんか、そうではなしに、職員が自主的に自分の仕事として、この日に間に合わさなあかんということをやったもんか、そこらをきちっとやっていかないかん。今、谷原委員の金額の不正の問題でもそうですよ。公社で契約して、更にまだ市長と契約する。事務的にしてはいかんことをいとも簡単にやってしまう。この体質、この辺を変えていかないといかんと思います。せやから、私は、1つ1つやってほしいと思います。進め方もきちっとやってもらわんと困るというふうに思います。

西井委員長 先ほどの谷原委員の監査委員の話も、次にも検討する事項になってくると思いますので、真剣に受けとめさせていただきます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 ごみの問題について、7,800万ということについて、この間、協議会の中でも出てきまして、私は、先日、西川委員が7,800万の見積書はここにあると、これを3,500万にしたという見方もあるんやというふうな形で取り上げられたんですけども、実は、住民監査請求の通知、報告書の中には、そういう文書が見当たらなかったというふうを書いてあるんです。それは、住民監査請求の通知書の中に3つほど検討されてるわけです。7,800万、それから3,690万余り、それから2,789万、いずれかの費用がかかることが判明して、その結果いろんな便宜を図ったというふうに、関係職員の聞き取り調査の中であるわけでありましてけれども、でも、住民監査請求の監査委員なんかはそれについてどうかということを検討した中には、そうした文書が見当たらないし、また、その話し合いした結果についても、途中経過について示すような文書がなかったというふうなことであります。私は、この金額の問題についても確かに調べていくことがあるかなと思うんですが、西川委員が、もし、その書類を見積書とかを持っておられるんだったら、これは、できたら委員会で1つの資料として閲覧できるようにしていただけたらと思います。そうすれば、全体像、土質調査のことについてもわかるのではないかなと思いますので、これは要望として、西川委員がこの場でいいよと

言うてくれはったらそれでいいんですけれども、できたらそれを出していただいたらと思います。これは要望です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 何か都合のええ話をしたはりますけども、委員長、これ、情報公開で出てくる話ですので、委員会として理事者にちゃんと出すようにやらはったらええんで、わしはいろんな努力の中でいろいろと真相を究明するがために、私は私の議員活動の一環としてやってるわけです。終だって情報公開して、これを持ってると思いますよ。委員長が理事者にちゃんと情報を出せと言うてください。

西井委員長 ただいま出てきた話ですが、委員会として資料請求をするということで、皆さんよろしいでしょうか。

局長。

中井事務局長 資料請求でございますけども、今、警察の方に資料が全部押収されておりますので、請求しても提出されないと思います。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私もそういう議論を踏まえて提案させていただいたわけでありまして。この間、3,500万の訴えの提起にかかわる資料が、この委員会で議論するにしても、資料が全て警察に押収されているということで、出てこないということでありましたので、白石前議員が住民監査請求で情報開示請求されましたその資料を提供して、できたらこの場で真相究明を議会としてもしていただきたいということで許可を得て、それを提供しました。それでこの間の議論が進んできたわけでありまして、議会で真相究明していく上で、ぜひ、西川委員には委員として協力いただけたらと思うんです。というのは、やはりこれは私としても、住民監査請求の通知書の中にはっきり書いてあるわけです。今回の監査では判断が、交渉により決定した経緯の書類も存在せず、この支出については根拠がないということで、数値等明確な資料がないというふうに書いてあるのに、片や西川委員がここにあるというふうにおっしゃって、それも出せないというのであれば、この資料が本当にあるのかどうか、それを前提に議論ができないということなんです。だから、あるのであれば、その議論をここでするのであれば、ちゃんと前提となる、事実となる資料に基づいて、この委員会としてちゃんと事実確認ができれば、それも1つの前進になるわけでありまして、それがなしにそれが当たり前かのように議論されるというのは、監査通知の中に書いてありますので、我々は信用するしかないという問題になってしまいますので、これ以上この件については議論が進まないこととなりますので、ぜひ、その点については資料があるのであれば、私が提供したのと同じように提供していただいて、委員会としてきちっとした資料に基づいて審議ができるように要望しておきたいと思っております。

西井委員長 西川委員。

西川委員 情報開示をやって出てきたものですので、委員長、やらはったらええし、その努力をまだしてないんですやろう。警察に行ってるから出えへんねんと。そしたら、委員会としてこういう調査をやってんねんから、警察に、この資料を提供してくださいと、そのことをやって

くださいな。

西井委員長 局長。

中井事務局長 警察の方とも話させてもらいましたが、一切だめだということでございました。

西井委員長 議長名で出したらどうですか。

中井事務局長 議長名で出してもだめです。

西井委員長 出してもだめらしいです。

増田委員。

増田委員 こういう資料の求め方、いろいろと私もそうやなど、警察の権限でそういう調査中のものについては出ないということかなというふうに認識したんですけども、1つの方法としては、委託された調査会社、これも今後の調査の協力者として来ていただく1つの対象になるのかなと。その中でボーリング調査の状況なり調査結果等も情報のご協力をいただけるとかいう方法は、今後とっていただいたらどうかなと。監査委員さんが調べていただいたときに見つけられなかった理由は、私の推測ですけども、八川の土質調査のファイルのところについてるから、そこにまで目が届かなかったのかなと。道の駅の関連資料のところ閉じていけば、その続きでめくっていったらここに入ってるけども、本来、名目は八川と太田の土質調査という名目ですので、当然、資料を閉じる処理の場所としてはそこにあって、それが監査の段階でそこにあることすらわからなかったということで見つけられなかったということなのかなと推測するんです。今後の資料の状況の把握をするために調査業者さんにご協力いただくというのも1つの今後の調査の手順ではないかなというふうに思います。その中で当初からご意見のありました百条というふうな問題も出てくるかなと思います。調べられないと、調査が行き詰まると、百条委員会というのも調査を進める中で必要な権限ということになってくるのかなというふうに感じます。

西井委員長 局長。

中井事務局長 ボーリング調査のそういう資料は、市役所にあります。ただ、言われてる7,800万とか2,500万とか、その積算根拠の資料は警察に押収されているので、どれだけのごみの量が入ってるかということはわかりません。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。ボーリング調査での結果は存在するというので、それを誰が2,500万から3,500万から7,800万という判断基準を示したのは、どこのお方というか、どの機関がそういう評価ということをされたのかわからないということですか。私はてっきりボーリング調査会社が、そういう判断基準が3つあるというご提示をされたのかなというふうに認識してたんですけども。

西井委員長 局長。

中井事務局長 これも監査結果の話でございますが、ボーリングした結果、ごみがあるという事実は判明しました。ごみの量がどれぐらいの範囲にどれぐらい入ってるかというのはわかりませんでしたので、その監査の書類の中には、ごみの処理量とか処分量に応じて3種類の積算、職員が多分やったと思いますけども、職員が概算ではじいた数字だという認識でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 この中にその証拠がなかったとかいうけれども、何で7,800万から二千何万まで出たのか、僕の資料を開示せえというけど、これからこの委員会で何ぼでもやるけれども、不正確なことをやってもしゃあないんで、今、増田委員おっしゃるように、柗さんが債務不存在の訴えの中にちゃんとごみの処理の問題については、葛城市は7,800万というけど、それで済むかどうか、それについては訴えますよということも書いてはるわけやから、その時点でどんだけのことになるのか、ちゃんと正確な金額が出てくると思います。せやから、私が資料提供するより柗さんの方が正確ですやろう、この委員会、そうすぐに解散するわけじゃないわけやから、不正確な資料で議論しても仕方がないわけで、三千何万のやつ、ちゃんと監査報告の監査委員そのものは知りませんよ。見たはるからこんだけの金額だけなのかどうか。それは知りませんよ。せやから、ちゃんとこれからそういう問題が出てきますやろう。どんだけのことになるのか、僕は知りませんが、柗そのものはちゃんと調査をして、どれだけを市に対して損害賠償的なことをやってくるか、それで初めてみんなその資料をもろうて、正確な金額がそれで初めて出ますやろう。今、岡本委員は、その筋でおかしな方へ流れてると言わはるけれど、そこが根本原因やと言うてるだけですやん。説明員で来た職員もそういうふうにはほぼ言うてます。せやから、今後しっかりと調査もし、このことについてどう展開していくのか、裁判も含めきっちりと行政側が今後の推移の仕方ははっきりとこの委員会が見守っていかないかん話ですから、委員長、そういうことでお願いしておきたい。

西井委員長 ほかにご意見。

梨本委員。

梨本委員 今、ここまでいろんな事実が積み上がってきたわけなんですけれども、私自身は、道の駅が建設されるときに議員ではございませんでしたので、今見た感想として、本当にここまで不正が横行しているんだというのが正直な感想なんです。その中で、前回、説明員の方に来ていただいた中でも、私はまだまだわからないことがある。特に今のボーリング調査の話にしても、なぜ所有権が移転していない段階でボーリングが行われてたのか。ここに関しては、監査の方ではもうそういった調査もされてるのかもしれませんが、議会の中ではまだ明らかにされていない。また、工事写真がない工事に関しては、本当に工事されたかどうかはまだわからないわけです。今、局長の方から、これは恐らくという話でしたけれども、7,800万円の根拠にしても多分職員がつくったのであろうというようなお話をされましたが、じゃあ、職員が1億と書いたら1億だったのかという話になるわけです。4つの工事に関しても、随意契約の部長決裁の中でおさまるように100万円以下に組まれてますけども、これも本当にこの金額がかかったのかどうかさえわからない。つまり、まだまだ説明員が説明していた段階ではわからないことだらけというのが率直な私の感想なんです。ですので、これを1つずつ、これは事実として確認できる、ここに関してはまだまだ検証が必要だという整理が必要だと思います。その上でその検証をしっかりとしていくためには、次にどういった方に来ていただいて説明していただかないといけないのか、聴取していただかないといけないのか、また、どういった書類が必要なのかということ委員長に整理していただきたいということ

を申し伝えて、お願いしておきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、本件については本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、調査案件(3)今後の委員会運営についてを議題といたします。

6月18日の協議会では、関係者のうち今後どなたをお呼びしてお話を伺うかのことについてご協議いただいております。その結果、道の駅かつらぎ建設事業の指揮系統にあった山下前市長、生野前副市長、土谷前都市整備部長を呼んではどうかということでごございました。事務局より事前に委員会に参考人として出席する意思があるかどうか確認していただいておりますので、ご報告をお願いします。

事務局長。

中井事務局長 それでは、前回、山下前市長、生野前副市長、土谷前都市整備部長という3人の名前の方の話が出ておりましたので、事前に意思を確認させていただきました。まず、山下前市長につきましては、弁護士さんから電話がございまして、訴えの提起が可決されれば参考人としてくることは、訴えられてますのでできませんという返事でした。生野前副市長につきましては、皆さまご存じのように今、逮捕されておりますので、連絡はつきません。土谷前都市整備部長につきましては、現在は別の組織におられますので、上司と相談して検討したいということでごございました。

以上でございます。

西井委員長 ただいま報告願いましたこれらを踏まえて、今後、委員会運営について何かご意見がございませうでしょうか。

現実には山下前市長も訴えの提起の部分に入ってきたら出られないというのが弁護士からの返答。生野前副市長は警察に逮捕、土谷前都市整備部長は上司と相談すると、ほとんどノーに近い回答ということですが、皆様のご意見を伺いたいと思います。

谷原委員。

谷原委員 今、事前に参考人としてこの委員会に招聘したときにはどうかということで、いずれの方も出席という明確なご回答がなかったということだろうと思います。この間の議論の中でも、例えば、土質調査会社について周りから攻めていって判断するのも大事じゃないかなというふうなことを伺いましたし、そのとおりでなと思います。そういう民間企業を呼んでくるということも今後視野に入りますので、ぜひ、まだ6月定例会が継続しておりますので、どこかで、最終日、本会議等もありますので、百条委員会に権限付与ということでこの委員会に付与していただくとか、先ほどありました監査請求権の問題でも、98条でも1項しかついておりませんので、監査請求権をつけて強い形で議会も臨んでいるという姿勢を市民の方にも知っていただくのは、議会としてあるべき姿ではないかなと思っております。とりわけ逮捕者が出るということがありました。逮捕者が出るということは、それも全国面、社会面でありましたし、そういう意味で今後新たな逮捕者が出てくるということも考えられます。どこ

まで議会として真相究明できるかは、これは不明なところがあります。実際にお呼びしても、やはり裁判にかかっているということがあって、捜査中である件については話せないということをおっしゃることもあろうかと思えますけれども、議会の姿勢として、ぜひ、ここは百条ないし、先ほど言った98条の2項の監査請求権と強力な権限付与をここでこの委員会につけていただくように、今後のあり方として検討していただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 今の谷原委員のお話でございますけれども、確認なんですけども、先ほどの3名の方、山下、生野、土谷、各3名の方について、百条にしたら来ていただけるという見込みがあるのかどうか、これ、1つお聞きをします。

それから、この3名の方に来ていただかんと、この調査は成り立たんのかなと。職員の方は、はっきりとはそういう、上の命令でやりましたというようなことは、明言は避けられたような記憶でございますけれども、仕事というのは、決裁権限者の印、伺いによってその事業を進められているので、知る、知らないは別にして、前にいただいた資料の判こを押してる方、要するに事業のゴーサインを出された方のご証言がないと、当然、土谷さんの判こは随所に、一番最終部分に載ってますので、何とでもご協力をいただかなあかんと。その上において百条というものが、もし、上司のご了解が得られなかったら、何とか出ていただくために百条が必要やと、そういうふうなことをご確認いただきたいと思えます。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 私も、このお三人方をお呼びしてはどうかということにつきましては、前回の協議会で賛同させていただいております。関連というか、訴えの提起の可決によって来れない状況になったということも、いいのか悪いのかということころは、非常にそういうタイミングになってしまうのかということも残念なところであるんですが、もちろん内部の指示命令を下した者、また、その当時の職員からのいろんなやりとりがどうだったのかということについては、しっかりと検証していかないと、その書面がどういうふうな形でつくられたかと、書類がどんな不正な形でつくっていかれたかということころはあると思えます。ただ、やはり当時の業者さん、栄和建设さんや桜井建材さんですか、いろんな業者さんのお名前も上っているわけでございますけども、その方に実際にそのやりとりについて事情聴取をしたのかということについて、私も非常にそこをすべきだと考えてる1人でございますので、これを例えば百条委員会に切りかえて説明をしていく方法が、でも、この方たちも今回、民事の裁判にかかるわけでございます。私も当初からずっと百条委員会がそういった形でできるのかということについては問うておりますので、説明ができるのであれば説明する方法、これが一番やと思っておりますので、理屈は抜きだと思っておりますので、説明できる努力をすべきだというふうには思っておりますので、十分にこの特別委員会としてどの方法をとるべきなのかということをお早急に決めていかなければいけないのじゃないかなと。調査をしていくためにどうするか

ということについて、しっかりと議論していただきたいと思います。私は、調査をしていくことが先決だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに。

松林委員。

松林委員 この前の職員さんの聞き取りと、何でこのような不正な事務処理が行われたのかという一連の認識は、皆さんそれぞれにできたと思うんです。今後はその上の上司の立場の方、この方がどういうふうな指示命令系統の中でそういうようなことが起こったのか、そこの聞き取りということになったんですけども、それはそれとして、僕、もう一度、住民監査請求の内容を見ておまして、一連のこういうところまで至った流れを見ておまして、一番最初に葛城市が不正な事務処理をしたといえはいえるというところがどこかなと思いますと、最初、土地開発公社と契約を結んでおった1億4,000万、そして、その次に、今度は葛城市と株が契約を結んだという、変更契約したという、この部分のことを一番ご存じであろう、土地開発公社はそのときは、今もそうなんかな、理事長というのは副市長ですか。ここら辺の事情を一番わかっている人にお話をお聞きしたいなと思うんですけども、一番最初に不正な事務処理をしたといえば、葛城市と再度変更契約を結んだ、このときの事情をよくご存じの方、これは誰かなというところで今、私自身、考えておるんですけども、そういうことです。誰が一番直接交渉に携わってされたのかという、ここらの事情もより一層認識できるかなと思うところなんですけれども。

西井委員長 ほかにご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、松林委員の方から大事な指摘だったと思います。最初に土地開発公社で契約された理事長は、逮捕された生野前副市長ではなくて違う方ですので、この方は現職ではなしに、もう退職されておられるんだろうと思いますけども、いらっしゃるわけですから、岡本委員がお話しになった契約金額をめぐる1つの疑惑ですね、これも。そういうことも明確になろうかと思っておりますので、ぜひ、この方をお呼びしてと思うんですが、僕は、お呼びするにしても、やっぱり百条に格上げして、きちっとお呼びした方がいいと思います、私は。土質調査会社の件についてもそうですし、調査を進める上で、これは何度も同じことじゃなくて1回ですので、それは市民の方も、これだけ逮捕者も出てるわけですから、この点について関心も高いわけでありますから、一方で未処理金の問題を百条でやっておりますし、道の駅の件については、はるかに問題が大きいわけであります。その大きい問題に対して議会の姿勢を示す上でも、私は、先ほどあった方々をお呼びするにしても、ぜひ、調査をしっかり進める上でも百条をやる。これは時期にかなってるのかなと思いますので、再度、よろしく願いします。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 前回、協議会では、山下氏、生野氏、土谷氏の出席の確認をするというところまで委員会の協議会の中でみんなで話し合ったと思うんです。その際の議論の中で、まず、この調査特

別委員会の権限で一度きてもらえるか、話をしてもらえるかということを確認しようというお話だったと思います。その結果、それがかなわないのであれば、百条の権限までつけて、しっかりとこの3名の方には来てもらって、話を聞かなければ真相究明に届かないというような結論が前回、協議会で出たと思います。私は、その流れに従って、今回、百条の権限を付与するのかと、先ほど谷原委員の方からもありましたけれども、しっかりとこの場で議論して、私自身は3月議会でこの件は当初から百条でやるべきだと、このようなどんどん解明ができないような状況に至るまでにやるべきだというふうに考えておりました。まだ遅くはないと思います。しっかりと百条をつけて、先ほど西川委員がおっしゃられたように、初めから結論を我々で考えずに、まずはやってみて、そして、その結果どうなるのかということをしつかりと委員会としてやっていくべきだと考えております。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 それでは、とりあえず、当初契約時の土地開発公社の責任者である杉岡氏、まだ答えが出てない土谷前都市整備部長を一応、とりあえず参考人として呼ぶということによろしいでしょうか。

(発言する者あり)

西井委員長 ほかにあれば提案してもらえたらと思います。

谷原委員。

谷原委員 土谷部長については即答ではなかったわけで、上司と相談した上で検討ということになりますし、私は、百条でしっかりと呼びすれば、これは理由なく拒否できないわけでありますから、これについては、ぜひこの委員会で百条権限を付与するという形で本会議に提案していただいたら、私はスムーズに行くのかなと思います。

山下前市長につきましても、百条をつければ呼びできるわけですよ、これは。ただ、どこまでお話しなさるかというのはご本人次第ということだろうと思います。民事訴訟で訴えられているから、この件についてお答えできませんということで全てお話しにならないかもわからないし、あるいは、職員の指示については、これは民事損害賠償と関係ないというふうな部分があればお答えいただける可能性もあるわけですから、今から軽々に、もう呼ばないということは、私はすべきではないと。議会としては真相究明の上、山下前市長に対しても当然、出席を要請すべきだと思います。

以上です。

西井委員長 西川委員。

西川委員 百条委員会の設置を別に私らは拒んでるわけでも何でもなし。未処理金の話は、これは誰もまだ刑事訴追も、誰も訴えられてない。それを掘り起こすために百条委員会をやってるわけで、見え見えの証人で呼んで、見え見えの発言がわかっているのに、何でそういうふうなことを先にやるのか。刑事訴追を受けるかわからへんとか、民事訴訟を受けるかわからへん、そんな大概そういうふうな話になるから、まずは参考人で呼べるのやったら呼んで、そこ

でやってみてもどうしても百条をやらないかんというところまでまだ来てないわけやから、百条設置をせんとかんというのは、何も私はあかんとは言いませんよ。まだこの特別委員会でも何もやってません。参考人としても誰も呼んでませんので、まずやってください。来る、来ないは関係ありません。これは大きなところへ行く可能性ありますよ、土谷さんにしたって何にしたって。はっきり言うて、市は誰か知らんけども、刑事告発してますねんで、職員を。それがこの関連で参考人として呼ばんなん人にかかっているかもわかりませんで。そんな人が百条のところで証言できますか。想像したらわかる話や。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 先日もこの協議会に職員をお呼びしました。職員には非常に誠実に答えていただいたと私は思いますけれども、中には最後に、これは刑事告発されておりますのでお答えできませんという発言もありました。だから、山下前市長が全部この民事訴訟にかかわっているからできないなんていうことは、僕はあり得ないと思っております。そういう発言があれば、それは市民の方に見ていただいたらいいですよ。本当そうですよ。だって、これまで我々、いろいろとテレビでも他の議会で百条委員会をやっている、それは刑事訴追を受ける人もおったでしょう。それはそれとして、全部最初から最後まで証言を拒否されるということはないわけでありますから、これについてはちゃんとやったらいいですし、先ほどおっしゃいましたが、参考人で呼んだらいいとおっしゃいましたけれども、これは、議会事務局が最初にお答えなさっているように、弁護士を通じて山下前市長については、この訴えの提起が可決されれば出席できないというふうに回答が返ってきておるわけですから、参考人を呼べないわけでありますから、西川委員の方からおっしゃったことは、私は違うと。だから、これはやっぱり私は、最高責任者として山下前市長を呼んできて、しっかりと聞く必要があると。それで全部証言を拒否されるとも思いませんし、必要なことを語られると思いますし、その範囲の中で調査は進むと思いますので、百条をつけないと呼べないということは明らかなわけでありますから、委員会で真相究明するに当たって、ぜひ百条を付与していただきたいと思ます。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 そしたら、とりあえず、前回申し上げてたところに、もう一度山下前市長と、生野前副市長は無理と思いますので、土谷前都市整備部長、新たに出てきた杉岡前副市長を参考人で来てもらうということによろしいでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 先ほどから私も谷原委員も、百条でないとかだめじゃないかという提案をしてるんですが、そのことについてもう少し諮っていただけませんか。

西井委員長 そしたら、今の時点で百条をつけるべきやと思われる方は、2人と思っておりますので。谷原委員。

谷原委員 私としては百条が必要ではないかと思っておりますので、できたら委員会として合意ができるのであれば、今度の本会議に委員会としてこれを求めて、委員外議員もおられるわけで

すから、本会議で議決していただいて、百条の権限を付与する。ほかにも98条の監査請求権もありますから、すべきだと思うんですが、委員会で合意できなければ、それは当然できないわけでありますから、委員会で取り上げていくのかどうかということをご諮っていただくなり、委員長の方で調整するというのであれば、調整していただいて、回答いただければ最終の本会議までにわかれば、我々議員としても必要とあれば百条を付与してくれというふうな議案も出せるわけでありますから、とりあえず委員会としてどういうふうに判断するのか取り計らっていただきたいという提案であります。

委員長、よろしく申し上げます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 百条を設置するかどうか決める話と違って、本当に真相解明をしようとしてるのですか。

今、川村委員もおっしゃったように、何か前市長にこだわってやってるけれども、一番責任者や言うけれども、本来のことをやろうとしたら、参考人で柘もそうやし、栄和もそうやし、それから、桜井ですか、あれもそうやし、ちゃんと呼んだらええですやんか。それでどうしても全部関係者が拒否すると、どうもいかんと、そのときには委員会として判断して、これは百条にされたらよいのであって、まだ何もやってませんやん。本来、真相をちゃんと語ってもらおうと思ったら、初めに参考人で呼んだらよろしいやん。今拒否してるのは山下前市長だけやんか。違いますか。真相を解明しようと思うのなら参考人を呼ばんなん人はまだまだおるやん。それからやったらええのと違いますか。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今、真相究明しようと思ってるのかと、そういう言葉を投げかけられたので、それは私に対して投げかけられたのかなと受けとめましたので、それはちょっと違うのではないかなということでご釈明させていただきます。

この間、一貫してこの問題を取り上げてまいりましたし、真相究明をやっていく上で、私は、参考人として呼ぶということに対して拒否された方がいらっしゃったから次の段階に行ったわけで、これはきちっと100条をつければいいと。我々はとりあえず行政についての不正をこの委員会で調査しておるわけでありますから、業者については、その必要があれば聞き取りということがあるかもわかりませんが、我々はまず、先ほど職員についての聞き取りをやりました。その過程の中で、やはりこれは上司の指示があったのかどうか、どういう全体像の中で行われたかということで、この3人の方を協議会で呼ぶということで前回話もして、先ほど事務局の方からそういう返答をいただいたわけでありますから、委員会の手順を踏んで提案申し上げてるわけで、何も真相究明に消極的というわけではございませんので、誤解のないように申し上げます。

西井委員長 そしたら、今の現状では百条を皆さん全会一致というわけにはいかないということで、議題としては、私は却下させていただきます。ただ、先ほどの関連として、地方自治法98条1項のみではということで、2項を付加してはどうかという意見がございましたが、いかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時55分

再 開 午後 0時05分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

先ほどご意見があった98条の中で2項をつけ加えるのにどのような手続があるかということも含めて、事務局の方から説明願いたいと思います。

高松書記 議会事務局の高松です。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど来、お話がありました議会の監査請求権につきまして、地方自治法98条第2項の件でございます。この権限につきまして、議会に与えられた権限でございますので、その行使に当たっては議会がそのものを議決しなければならないとなっております。議決の方法としましては、決議案として提出する方法が、議員発議、委員会発議等ございます。内容につきましては、地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとするというような決議になってくると思います。監査を求める事項と、あと監査結果の報告期限等を明記するような形で決議の方をしていただければ決議する形になるんですけれども、内容につきましては、議会から監査を請求された監査委員につきましては、監査を実施して、その結果を議会に報告する義務を負うという形になります。

先ほど来、3件の住民監査請求と同じになるのかということなんですけれども、そもそも根拠条文が違いますので、住民監査請求につきましては、結果については是正措置が必要であれば勧告というような結果がこの間の結果で出ておりましたけれども、この分につきまして、あくまで監査委員で事務の監査した結果を、適正であったかどうかという判断を議会に対して報告を負うと。その報告していただいた内容に基づいて、また議会としてどう判断するのかというような権限になっております。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いました。先ほどの案件でも出ておりましたが、2項の権限を付与するというので、皆さん方がいかがでしょうか。委員会としては、2項権限を委任することをつけるということで。そのような形で取り計らわせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 それと、先ほど申し上げましたように、とりあえず山下前市長、土谷前都市整備部長、前土地開発公社の杉岡富美雄氏のほかに誰か要望あれば、この際つけ足してもらいたいと。

杉本委員。

杉本委員 先ほど川村委員がおっしゃってましたけど、業者さんとかを呼ぶあれはないんですか。ボーリング調査したとこ、今、名前出てる業者さんとかも話をお聞きしたらいろいろわかると思うんですけども、これはよろしくお願ひしておきたいです。

西井委員長 業者さん、特定の名前で申し上げていただいたら、呼ぶメンバーとして検討させてもらいたいと思いますが。

川村委員。

川村委員 先ほどはきちんと申し上げませんでしたでしたが、今回の不正な事務処理に当たってかかわっていただいていた業者さん、栄和建设さん、それから桜井建材建設さん、それから柗の郷さんですね。どこもここにかかわった業者さん、そして大同ソイルさんですか、今言ってる2のボーリング調査の件の業者さんを求めたいと思います。実際に来ていただけるか来ていただけないかということは、私たちの想像、今のところわかりませんが、まず、今、特別委員会として請求していただければと思っております。

中井事務局長 先ほどの監査に付与する話でございますけども、要は議会が監査委員さんに調査をしてくれという権限までを付与するわけですね。

西井委員長 高松書記。

高松書記 何度も申しわけございません。先ほどの98条2項の監査の請求権になりますので、今回、今のお話でこの委員会として地質調査の件についての事務処理について、98条第2項に基づいて監査委員に対して議会から監査をお願いするという決議案を委員会として提出するという認識でよろしかったでしょうか。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私も議会事務局にお伺いしたいんですけども、今おっしゃってるのは、一般的に監査請求権というものを、検査権というのをつけましたよね。最初検査権をつけました。検査権をつけたときには何を検査するというのではなくて、とりあえず検査権というものを付けていろんな書類について検査するので提出させるという権限を与えると。今言ってる監査請求権についても、一般的に監査請求権というものを付与して、必要があればその都度、この監査について行ってくださいということで監査委員に言える。そういう形で付与するのか、それとも、ボーリング、土質調査に関して、これについて98条2項に基づいて土質調査についての監査をやってくださいというふうに言うのか、2つどちらかということなわけでしょうか。それとも、一般的に付与することができないという判断なんではないでしょうか。

西井委員長 高松書記。

高松書記 何度も申しわけございません。一応、認識としましては、付与するのではなくて、監査委員に監査を請求するという認識でございます。

西井委員長 それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 高松書記。

高松書記 そうしましたら、また決議案の方、こちらの事務局の方で作成させていただきまして、その取扱いにつきましては、また議会運営委員会での協議が必要になってくると思います。一応、最終日、本会議に上程という運びになるかなと今は想定しておりますので、また監査請求の決議案につきまして準備させていただきまして、その取扱い、できたら本会議最終日までに議運の方の開催をお願いできたらというふうに考えております。よろしくお願いたします。

西井委員長 局長。

中井事務局長 土谷前都市整備部長の上司の方から先ほど連絡がございまして、やはり土谷部長は参

考人としては行かせないという判断がございました。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 誰を呼ぶかについて、参考人として業者の方を呼んでこようというふうなこともありました。それは呼んでこなければいけないと思うんですけれども、私としては、ある業者は来る、ある業者は来ない、そして、誰々は来る、来ない、その中で来る方はお話しすると、そういうことで本当に正しい全容解明は、私はできないと思うんですよ。だから、これについては、呼んでくるということはいいですよ。いいけれども、何の権限もない中で参考人を呼んでくるということをやれば、本当に不公平感も出てきますし、本当に真相究明ということがまだらになるので、やるんだったらちゃんと強制的に呼んでくる権限があるものをつけないと、私は具合が悪いのではないかなと。土谷部長の件もありましたけれども、これについては本当に再考願えたらなと思います。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、業者の話が出てきましたが、この調査委員会というのは、行政の不正な手続をどうするのかということをつくった委員会ではないか。業者も呼ぶ必要があるときは来るかもわからへんけども、行政の中もある程度まとめてない段階で業者を呼ぶというのはいかがなものかな。普通、業者というのは、役所からこの仕事を入札する場合、あるいは随契でいったときに、幾らでやってくれますかという交渉をするわけです。せやから、業者としたら役所から言われた仕事を忠実に守っていく。ただ、契約した内容と異なってるから不当利得という話になるわけで、最終的に業者も呼ぶ必要があるかもわからんけども、例えば、業者がこないせえ、あないせえというて、職員をおどかしたりするのやったら別やけども、そうでないのなら当初の目的どおり行政側をきちっとまとめてから、これは当然業者も呼ばんとわからへんというのなら業者を呼ぶべきやと私はそう思うのと、先ほど、百条の意見が出てる中で、委員長は、百条の設置はしないというような話をしてくれはったけども、委員会の運びとして、結果はどうあれ、やっぱり100条設置の意見が出てるのであれば決を私はとるべきやと思う。多いか少ないか、これは別の話。

(発言する者あり)

岡本委員 委員会としては、意見が出た以上はきちっとどうするねんということをやると、私は思います。委員長それをきちっとしてください。

西井委員長 先ほども申し上げるように、いろんな意見の中で全員一致が難しいということで、現段階では当委員会としてはまだもうちょっと調査を進めながら、必要と認めたときに百条に移行してもらったらいかがかなというふうに思っております。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 これ、前回の協議会で、山下氏、生野氏、土谷氏の参考人招致が98条の調査委員会でできなかった場合には百条を検討するということは、前回決めたじゃないですか。そこを、出席されてない委員がおっしゃるのは仕方がないと思いますけれども、決めたことを、協議会の決定を全くこの委員会で諮らずに、全会一致で先延ばしというのは、これは承服しかねる。

西井委員長 決めてない。

梨本委員 その話までは出たはずです。ですから、そこで、まずは98条の権限で呼んでみて、今回3名ともだめだという話になったんですから、今度はそれを来ていただけるようなことをテーブルの上に乗せて、ここで議論するということをせずにこのままやっても、私は、前回の協議会は何だったのかというふうに感じております。ぜひ、そのことをもう1回、議論を深めていただきたいということをお願い申し上げます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 土谷さんの上司から昼に電話あってんな。それはそれでええわ、また。それと、生野さんについては、来られへんという理由とは違うわけや。委員長、みんな100条設置を6月議会で求められている。そのことについては理解できます。私もそのような時がくれば設置しなければならぬと言っています。ただ、3人に意向を聞いたら3人とも出席を拒否されたから100条設置してくださいと言われてる。まだ、この特別委員会では何もしていない。

また、岡本委員は内部の不正な会計処理と言われるが、この問題は全体を見て再発防止をする観点から業者のあり方も含めて、全部参考人として呼んで、これ以上参考人では調査が無理となった時点で100条の設置に向かって、この調査特別委員会で議論して諮ったらいいのと違いますか。何もしないで、何で今、賛否をとるのか理解できません。

私が100条の設置にがちんこで反対しているのなら別ですが、私は参考人で呼んで、それがどうしても無理が生じたら、委員会で100条設置を決めたらよろしいと、言っているだけです。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それはいろんな考え方があると思うけども、私は、先ほど言うたように、まず中を調査をして、今後こういうことが起こらないようにするにはどうするねん、これが調査の目的やということでスタートしてるから、私は、外部はまだ呼ぶの早いのと違うかと。先ほど言うたように、外部からやいやい言われて発注したやつなら、それはわかるけども、市が発注してるやつに、全然関係ないとは言いませんがな、私はそういう意味で言うてるわけです。それと誰も普通の98条の委員会であつたら、都合悪いで通る話ですやん。そういうようなことがあるから百条を設置したらという声が、私は出てると思っています。せやから、委員会の方向として、決をとるべきはとるべきやということを私は言うてるわけです。賛成が多いとか少ないとか、そんなことを俺言うてるのと違う。そこらを誤解せんようにだけしてもらわな困ります。

西井委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 先ほどもこの件に関してはお尋ねしたと思うんです。要するに、この調査特別委員会の調査をするに当たって行き詰まりが生じた、調査に対して行き詰まりが生じたら百条も必要やと。参考人の招致の状況により百条にする理由づけを明確にさせていただいたらというふうにご提案申し上げたいと思います。

西井委員長 局長。

中井事務局長 先ほどの監査の権限をつけるかどうかということにつきまして、今、全国議長会の方

に問い合わせをしております。というのは、この特別委員会自体が調査する権限を持つてるところでございますので、それをまた監査委員会の方に渡すということができるとか、時間をいただきたいと思っております。

西井委員長 そしたら、2つの意見で、百条設置の賛成の方、挙手を願います。

増田委員 先ほどの3人の方は、出席していただけないということでした。百条であれば来ていただくことは可能なのかということになるのですか。私、そこを判断基準にしたいなというふうに思ってるんです。これ、百条にしたわ、それでも来えへんわというようなことがないのかということなんです。

西井委員長 局長。

中井事務局長 百条の場合はそれなりの理由、正当な理由がない限りは出席しなければならないということでございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 委員長、百条の設置を、諮るんやったら諮ったらええけれども、とりあえず呼べる努力をして真相を語ってもらおう。百条にしたらメリットもあるやろうけれども、デメリットも出てくる可能性がある。参考人やったら意見として聞ける部分もある。それを説得して聞ける部分もある。そういうふうなことをやって、どうしてもというのならやらはったらよろしい。何もあかん言うてない。せやから、委員長、参考人でちゃんと追及して、それで、増田委員が言うたはるように、これで限界やというのなら、その時点で判断しはったらよろしい。今、みんなに百条設置を手を挙げさせて、挙げへんもんは消極的やみたいな話になってきたら、おかしなチラシがまた出てしまう。委員長、ちゃんとやってください。

西井委員長 松林委員。

松林委員 行き詰まったら百条ということと、今の段階、行き詰まってるのかどうかまだようわかりませんが、百条をつけて、今、仮に前市長は訴えられたら、百条をつけるとこういう方でも呼べるんですか。

西井委員長 西川委員。

西川委員 正当な理由があれば拒否できる。

松林委員 百条をつければ、今、裁判が始まったとしますやんか。そういう場合裁判を理由に出来ないということですか。

西井委員長 局長。

中井事務局長 例えば、正当な理由として病気です。病気のために来れないとか、例えば、訴えられてる人が100条委員会に証人として来ても、訴えられてるので証言できませんという形になる可能性が高いと思っております。

西井委員長 梨本委員。

梨本委員 どの段階が行き詰まってるのかというようなお話がさっきから何回も出てるわけなんですけれども、行き詰まった段階で百条ということであるならば、私は、トップ3名の方の話を聞かずに、本当に真相究明できるんですかと。地方自治体の自治の不正を我々は明らかにしようとしてるわけです。その命令権者たるトップが何も語らずに、何の真相究明なんです

か。その本人が来れないと言ってるのであれば、百条の権限をつけてでも来てもらって証言してもらおう。これがこの委員会の使命じゃないんですか。どこで行き詰まったか、私は当然、行き詰まってると思います。

西井委員長 局長。

中井事務局長 先ほどの監査委員に98条の2の権限をつけることができるかということの件でございますけども、法律的にはできます。ただ、この調査特別委員会が立ち上がってるのにこっちは振ることは、格好悪いですけども、できます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 決をとろうがとるまいが、私は、百条設置をするというのは、行き詰まる、行き詰まらんよりも、今日、1回目の委員会をやってんから、はっきりとこれから呼んできちっとこういうことをやって、みんなが腑に落ちていくのならよろしいよ。せやから、私は、今の時点での百条設置には反対です、はっきり言っておきます、ちゃんとやることもやらんと、参考人として委員会として正式に招致しないで、百条百条って、やるときはやったらよろしいし、委員長として百条の設置を拒否してるわけでもなんでもないですやろう。私のその意見を言うておきます。

西井委員長 それでは、最終的には、山下前市長、土谷前都市整備部長は、事前の返事はそうにはなってるけど、一応、来てくださいという通知をしてもらったらどうかと思います。それと、栄和建设、桜井建設、柊の郷、大同ソイル、それだけですか。

ほかにご意見ございませんか。

(「杉岡さん」の声あり)

西井委員長 杉岡前副市長。

それだけで問い合わせしてもらおうということによろしいでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 呼んでもらうのは結構やけど、むやみやたらに呼ぶということやなしに、きちっとしてからせんと、業者の方も来えへんと思いますよ、何も業者は悪いことをしてると思うてないねんから。今さっき言うたように、この中の不正を調査するというてるねんから、そこらだけ、委員長、間違えんようにだけしてやってほしいと思います。業者を今すぐ呼ぶというのは、それはおかしいのと違うかと思えます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 今、内部の調査というのは、当然進んでいってもらわないといけないんです。当然私もそう思ってます。ただ、なかなかその指示命令のところが行き詰まってるような状況の中で、業者さんとのやりとりがどうであったかということは、当然、内部のことをやってからではなくて、どういう、そういう取引があったのかということについては、私はやっぱり解明すべきではないのかなと思います。呼んで、来ていただけるか来ていただけないかはわかりませんが、その辺が行き詰まりの部分かもわからないですけども、私は、当然市役所の内部で不正な事務処理が発生してることはわかってる。ただ、その業者さんとのかわり、業者さんがそういう不当な取引を承認してやったのかとかいうような細かいそういう解

明は、この特別委員会ではするべきだと思っているので、業者さんからもいろいろな市役所からのそういった取引内容について、それが正しいか正しくないかというのは我々が判断していったらいいことですが、やっぱりその1つの形というのはとるべきだということで、私は業者さんをお願いしたいということです。

西井委員長 西川委員。

西川委員 参考人と呼ぶにしたって、対外的には議長の名前で参考人招致することになる。せやから、これ、2つ分かれてる議論中で、議長、副議長、正副委員長でどういう形で持っていくか、呼んだらあかん理由も何もないはずや。せやから、そこら辺を議長、副議長、正副委員長で調整してください。私は真相解明をやるんなら、はっきりと業者を呼んで事情を聞くことによりやっぱり1つの参考となるわけやから、呼ぶなら呼んで全部の情報を集めるというのがこの委員会のあり方ですので、やってください。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 今後の委員会運営についてのとこを今やってると思うんです。そこで誰を呼んでくるかという、これは呼んでくる人の候補者を挙げただけであって、例えば、どの方をどういう順番で呼んでくるのかということも、これは運営ですから、だから、先ほど岡本委員がおっしゃってる事については、呼んでくるにしても先にこっちの方からやりましょうという提案であって、何も、呼んでくるなとかそういうことを言ってるわけじゃないわけですから、そこを整理していただいて、呼んできていろいろ調査するのは誰もご異議ないと思うんですけれども、実際には、どういう順番でやっていくかという議論になると思うんです。

西井委員長 増田委員。

増田委員 この支出命令書に当時の部長が判こを押したはりますねん。この人がこの支出命令したことが刑事事件までなってるという事実に対して、来て証言でけへんというのは、どうなんでしょ。議会が呼ぶから来えへんとなったら、これ、市長命令でも来てもらわんとおかしいんかなと、よくよく考えたら、公文書において不正が見受けられる事実に対して、当時の部長がそれに対する証言を拒否するということは、何ぼ今の国交省の上司であっても、これは葛城市として説明責任、判こを押した責任、簡単に言うたら、決裁の責任を負うという立場から見たら、百条、98条を別にして、ちゃんと来ていただかんとかあかんのかな。今の立場が違うよって、そのときの判こみたいなん無効やと。これ、何年間の保管期間があるのか知らんけども、少なくとも5年の責任は負わんなんと思うんです。そこからいくと、この支出命令書の疑念の持たれる案件についてのところからしっかりと調査を進めると。そこかなと思うんです。

西井委員長 局長。

中井事務局長 確かに土谷部長を参考人として呼んでくるようになりますと、98条では強制力がないので、出席の方はされないと言われてますので、百条で呼ばないと来られないと思います。

西井委員長 増田委員。

増田委員 これは基本的なことです。職員としてこういう決裁をして事業をやった。百条、98条と関係なく、公務員としての責任ということが基本的にあると思うんです。議長、理解してくれ

はりますか。

吉村議長 それはわかりますけども、今の上司が市長でもないですから、だから、拒否ができない百条でないと呼んでこれないということですよ。

(「拒否できないことないで」の声あり)

増田委員 公務員の責任というのは、私は、こういう調査特別委員会の範囲を超えた中でも、ずっとこの責任というのは負うべきかなと思うんで、国交省の上司の方が、この事実を知っていて、出席すると言われていたのか、私、疑問に思っています。

西井委員長 西川委員。

西川委員 私は総務建設常任委員会で副市長に質問してますよ、はっきりと。今、市長は職員を刑事告訴してる、名前は言われへんけれども、言わへんけど、私は、また情報を1つ1つ、守秘義務違反みたいなん1つもかかりませんで。誰がやられてるかいうことをわしが聞き取ったって。守秘義務違反みたいになりませんで。ほんで、聞いてますやんか。直属のその人をちゃんと刑事告訴してるんですか、恣意的なところがないんですか、せやさかいに、最終的にはその人の名前が出てくるから、そこへ行くわけですよ。そうなったらはっきりと百条で呼ぶんなら呼んだらええんですよ。

西井委員長 川村委員。

川村委員 当時の部長を呼ぶとか呼ばないとかいうような状況が今、現実、本人の方から参考人では来れないという旨を聞かせていただいているんですが、当時、土谷部長以下、この起案から始まった職員が、勇気を出してあの説明員に来ていただいたわけなんです。私としては、やっぱりこのときの部長で土谷さんに何らかの不正事務にかかわる文書でも結構ですので、何かそういうような方向で求めることはできないのかなと。それは、この委員会としてはそういう役目はできないということでしたら、それはそれで仕方ないんですが、やはり、来る、来ないという、全くゼロの回答では何も進まないと思うんです。我々はそのに求めていく努力をしていくことが大事なのではないのかなと。コメントを出せるか、出せないかというのも、今いらっしゃる上司の命もあると思うんですけども、もう少し、今の葛城市の現状を理解していただいて、何らかの答弁を求めたいというふうな思いでいっぱいなんですけれども、いかがなんでしょうか、そのあたりは。

西井委員長 局長。

中井事務局長 答弁できません。

西井委員長 いろんな意見がございますので、再度、また委員会を開かせてもらって、皆さん方のご意見をまとめといてもらいたいということで、本日はこの程度に終わっておこうかなと思っております。

また、百条委員会が必要か必要でないかというのは、各委員が個々に検討される問題であろうと思っております。私自身は、百条にして調べるのであれば、生野氏、また山下前市長も含めて、もうちょっとほかのともきちっと調べてからの方がいいんじゃないかなという感覚を持っておるわけでございます。これは、各委員の意見の差はいろいろあると思いますが、その辺も含めて、誰を呼ぶかについては皆さん方、個人個人でちょっと検討してもらい

まして、また委員会を開かせてもらいたいということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 それと98条2項を付加するという点については、事務局ももうちょっと制度を含めて調べておいてもらって、また、事務局からの報告を受けた中で、どの方法がいいかということも含めて、皆さん方、その報告の中で検討してもらいたいということでございますので、よろしく願いいたします。

ここで委員外議員の発言の申し出があれば許可いたします。

吉村始議員。

(吉村始議員の発言あり)

西井委員長 ほかに。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

西井委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、早朝より慎重審議、また、白熱した審議をしてもらいまして、きょうのところはきちっとした結論が出ませんが、皆さん方、次の委員会までにいろんな考え方で、妥協点も含めて考えてもらって、スムーズに進むようにどうかご協力をよろしく願いいたしまして、閉会の挨拶とかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

これをもちまして委員会を終了いたします。

閉 会 午後0時55分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長 西 井 覚